

鹿児島工業高等専門学校新学科設置準備委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、新学科設置における重要事項を審議するために、鹿児島工業高等専門学校新学科設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 新学科の教育課程の編成に関する事。
- (2) 新学科の入学者選抜に関する事。
- (3) 新学科の設置に伴う教員配置に関する事。
- (4) 新学科の設置に伴う設置申請手続に関する事。
- (5) 新学科の設置に伴う組織の整備に関する事。
- (6) 新学科の設置に伴う規則の整備に関する事。
- (7) 新学科の設置に伴う広報に関する事。
- (8) その他新学科の設置準備等に関する事。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 校長が指名する者
 - (2) 総務課長
 - (3) 学生課長
- 2 前項の委員の任期は2年とする。
- 3 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、校長が指名した者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、新学科が設置された日にその効力を失う。